

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、
 医師または患者さんに聞かれて困ったこと、
 医師に疑義照会して対応したが
 いま一つ納得できないこと、ありませんか？
 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。
 ご質問をお寄せください。
 「質問の募集」要項は56頁にあります。
 なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。
 電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。
 また、特殊なケースの質問は
 採用されないこともありますので予めご了承ください。

今回は、前回に引き続き、2006年4月からの新しい調剤報酬点数表に関する事項を取り上げます。

領収証

Q1 患者に交付する医療費の内容のわかる領収証については、厚生労働省から標準様式が示されていますが、当薬局としては、もう少し詳しい内容がわかるようにしたいと考えています。独自に作成した様式を使用してもかまわないでしょうか。

A1 患者にわかりやすく、かつ、厚生労働省が示している標準様式の内容(項目)を具備しているものであれば、どのような様式の領収証であってもかまいません。

2006年度診療報酬改定に伴い、「保険医療機関及び保険医療費担当規則」、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」の内容がともに一部改正され、保険医療機関および保険薬局は患者に対し、医療費の内容がわかる領収証を無償で交付することが義務付けられました。

具体的な内容については、厚生労働省保険局長通知により標準的な様式例が示され、医科診療報酬および歯科診療報酬にあつては点数表の「部」単位、調剤報酬にあつ

ては点数表の「節」単位での金額の内訳がわかるものとされています(調剤報酬の「節」は、診療報酬の「部」に相当します)。

ただし、厚生労働省による標準様式は、最小限具備すべき項目を示したものであり、調剤基本料や薬剤服用歴管理料などの区分単位(算定項目)までわかるものではありません。したがって、最小限具備しなければならない内容を満たしているのであれば、それぞれの保険薬局でオリジナルの様式の領収証を作成し、標準様式より詳しい内容の領収証を無償で患者に交付することは、まったく問題ありません。

Q2 医療費の内容のわかる領収証の交付については、6カ月間の経過措置があると聞きました。2006年9月末までに対応できるようにしておけばかまわないのでしょうか。

A2 患者への医療費の内容がわかる領収証の無償での交付については、2006年4月1日より施行されていますが、体制整備までに時間を要する施設もあることから、6カ月間の経過措置が設けられています。したがって、制度上は、遅くとも同9月末までに体制整備が行われれば問題ありませんが、改正の趣旨を踏まえ、できるだけ早急に体制を整えることが求められます。

Q
&
A

処方せん様式

Q3 処方せん様式が一部改正されましたが、2006年4月からは新しい様式の処方せんでないと認められないのですか。それとも、従来の様式でもかまわないのでしょうか。

A3 厚生労働省保険局医療課より示された疑義解釈資料(2006年3月28日事務連絡)では、2006年4月1日以降における旧様式の処方せんの取り扱いに関する質問に対し、「新しい様式を使うことが原則である」と回答しています。

しかし、未使用の旧様式の処方せんが残っている施設もあると思いますので、当分の間は、従来の処方せんの備考欄を取り繕って使用すれば特に問題ないものと考えます。保険薬局においては、処方せんの備考欄に記載された内容を確認し、適切に対応することが求められます。

Q4 処方せんに「後発医薬品への変更可」との指示がある場合は、その処方せんに記載されたすべての先発医薬品が対象であると解釈してもかまわないですか。また、対象となるすべての先発医薬品を後発医薬品に変更しなければならないのでしょうか。

A4 処方せんの備考欄に「後発医薬品への変更可」と指示がある場合は、基本的に、その処方せんに記載されたすべての先発医薬品が、後発医薬品へ変更可能であると解釈してかまいません。もし、処方医が一部の医薬品を変更不可とする場合には、該当する医薬品名の後に「変更不可」などと記載されることとなっています。

また、「後発医薬品への変更可」との指示がある処方せんだからといって、必ずしもすべての先発医薬品を「後発医薬品に変更しなければならない」というわけではあ



りません。変更するか否かは患者の同意が必要であることは当然ですが、該当する後発医薬品の備蓄の有無や、速やかな入手の可否などの問題も考えられます。そのような場合には、対応可能な範囲や理由をきちんと説明し、患者の同意を得て調剤するなど、適切な対応に努めてください。

Q5 後発医薬品がない先発医薬品が処方せんに記載されており、かつ、処方せんの備考欄に「後発医薬品への変更可」との指示がある場合には、処方医への疑義照会は必要でしょうか。

A5 後発医薬品への変更はあり得ないケースであることから、処方医への疑義照会は必要ないものと考えます。

医科点数表では、①後発医薬品を含む処方せんを交付した場合、または、②先発医薬品を処方せんに記載し、かつ、処方せんの備考欄に「後発医薬品への変更可」との指示をした場合——には、「後発医薬品を含む場合」に該当する処方せん料(通常よりも2点プラス)を算定することができます。ただし、②の場合であっても、先発医薬品しか存在しないものについては、当該点数は算定できないこととされています。

したがって、後発医薬品が存在しない先発医薬品の場合には、処方医は「後発医薬品への変更可」との指示は行わないものと思われ、そのような記載があったとしても、単なる事務的な記載ミスであることが考えられます。仮にそのような処方せんを受け付けた場合であっても、後発医薬品への変更はあり得ないことが明らかですので、処方医への疑義照会は必要ないものと考えます。

後日、念のため処方医には、処方せんに記載された通り(先発医薬品のまま)調剤したことを伝えるとともに、該当する後発医薬品は存在しないことも併せて情報提供しておけばよいでしょう。

薬学管理料

Q6 薬剤服用歴管理料の要件である薬剤情報提供文書については、お薬手帳を用

いた方法であってもかまいませんか。また、その場合は、薬剤情報提供料も併せて算定することは可能でしょうか。

A6 薬剤服用歴管理料の要件とされている、文書を用いた患者への薬剤情報提供については、患者の薬剤手帳を用いた方法であってもかまいません。また、薬剤服用歴管理料および薬剤情報提供料の要件をどちらも満たしていれば、これらを同時に算定することは可能です。

従来、薬剤情報提供料1(薬剤手帳と文書による薬剤情報提供)においては、薬剤情報提供文書を用いて患者に説明する内容を、患者の薬剤手帳に合わせて記載するという方法であっても差し支えありませんでした。これは、患者にとって、情報が1つにまとめられるというメリットでもありました。

2006年度改定では、薬剤情報提供料1および2の組み合わせが行われましたが、これらの見直しは、患者への情報提供の方法まで変更するという趣旨のものではありません。従来通り、患者が希望する方法・手段により実施してください。

薬剤料

Q7 2006年4月からの薬価基準では、これまで一般名で記載されていた医薬品の一部が銘柄ごとに記載されていますが、取り扱い方法が変更されたのですか。また、保険薬局においては、どのように保険請求すればよいのでしょうか。

A7 2006年度薬価改定においては、これまで薬価基準に一般名で記載されていたもののうち、薬価調査の結果から低薬価品に該当しないことが確認できた医薬品(アスピリンや酸化マグネシウムなどの159成分に係る189規格1,140品目)については、銘柄ごとの記載となりました(医薬品名の次に、カッコ書きで製薬企業の略称が追加されています)。

ただし、今回の措置は従来の考え方を変更したわけで

はありませんので、処方医には、これまでと同じく一般名で処方せんに記載してもらえばかまいません。そして、処方せんを受け付けた保険薬局においては、その一般名に該当する医薬品の中から選択して調剤し、かつ、実際に使用した医薬品の名称(薬価基準収載名)および当該薬

価により保険請求します。また、使用した医薬品の銘柄が薬価収載されていなかった(該当する銘柄がなかった)場合には、薬価基準に収載されている一般名称および薬価を適用してください。

質 問 の 募 集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいま一つ納得できないことはありませんか？
皆さまの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できないでいる実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ や、請求もれがあった場合の対応は？ という質問など。

③調剤技術などに関する質問

例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠を粉碎してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会『調剤と情報』係まで、ご連絡ください。

3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。

4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。

5. 質問ならびに回答は無料です。

6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌に掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によるのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送 付 先

〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル
日本薬剤師会 「調剤と情報」事務局
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270